

会社・法人登記の事務取扱庁の変更について

青森地方法務局むつ支局において取り扱う会社・法人登記事務については、次のとおり青森地方法務局登記部門で取り扱うことになりますのでお知らせいたします。

なお、不動産（土地・建物など）登記事務については、取り扱いの変更はありません。

対象の区域	変更年月日	変更後の取扱庁
むつ市、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	平成23年8月22日	青森地方法務局 登記部門

◆変更後の取扱い◆

○変更前の取扱庁（支局）で引き続き取り扱う事務

- ・会社・法人の登記事項証明書（コンピュータ化前の閉鎖登記簿謄本を除く）、印鑑証明書の発行（動産・債権譲渡登記の概要記録事項証明書の発行を含む。ただし、登記事項要約書の交付事務は、青森地方法務局登記部門で取り扱います）
- ・印鑑カードに関する事務（交付・廃止など）
- ・電子証明書に関する事務（発行・使用廃止・使用休止など）

○取扱庁変更後、青森地方法務局登記部門で取り扱う事務

商業・法人登記の申請事務をはじめ、上記の支局で取り扱う事務を含むすべての事務

※取扱庁変更後の会社・法人登記に係るご相談は、すべて青森地方法務局登記部門でお受けします。

☆会社・法人登記の申請、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請でも行うことができます。手続きなどの詳細につきましては、以下のホームページをご覧下さい。

○オンライン申請（登記・供託オンライン申請システム） <http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

○登録の手続き（法務省民事局ホームページ） <http://www.moj.go.jp/MINJI/>

<お問い合わせ先>

◇青森地方法務局登記部門 ☎ 017-776-6231

◇青森地方法務局むつ支局 ☎ 0175-23-3202

国民年金だより

税務住民課
☎ 27-2111
内線 167

◆国民年金種別変更～こんなときには届出が必要です～

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

★国民年金加入種別

- ・第1号被保険者：自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、市町村役場の国民年金窓口で行います。
- ・第2号被保険者：会社や官公庁にお勤めの方（厚生年金や共済組合に加入している方）が対象になります。加入手続きは会社や官公庁が行います。
- ・第3号被保険者：国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は配偶者の勤務先を通じて行ないます。

★届出の例

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります	・印鑑（本人自署の場合は不要）	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳	住所地の市町村